（労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正）

第三条　労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（募集の認可申請書の添付書類） **第一条**　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～三　略］ 四　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 五　［略］ （資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類） **第二十四条**　令第九条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～四　略］ （優先出資に係る資本金等の額の減少の認可申請書の添付書類） **第二十四条の二**　令第十条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　理由書 二　減少する資本金等（法第四十四条第五項に規定する資本金等をいう。第四号において同じ。）の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面 三　最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 四　法第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少を決議した普通出資者総会の議事録 五　その他法第四十四条第五項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類 （資本金等の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者） **第二十四条の三**　令第十条の二第二号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第二十九条**　次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 ［一～七　略］ 八　法第四十四条の二第三項第二号	（募集の認可申請書の添付書類） **第一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類 五　［同上］ （資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類） **第二十四条**　令第十条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～四　同上］ ［条を加える。］ ［条を加える。］ （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第二十九条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月二十五日）から施行する。